

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		担当課	農地・担い手 対策室	検索番号	1-9
法令名	農地法	根拠条項	51-1		
不利益処分	違反転用に対する処分				
(根拠規定)					
次の各号のいずれかに該当する者に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。					
一 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定に違反した者又はその一般承継人					
二 第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者					
三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人					
四 偽りその他不正の手段により、第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者					
(法第51条第1項)					
(処分基準)					
違反転用に対する処分に当たっては、次の事項に留意する必要がある。					
農地法関係事務に係る処理基準について					
(平成12年6月1日付け12構改B第404号事務次官通知)					
第15 法第51条関係					
1 法第51条第1項の規定による処分の基準					
(4) 処分に当たっての考慮事項					
都道府県知事等は、法第51条第1項の規定による処分を行うに当たっては、違反転用事案の内容及び違反転用者等からの聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐偽その他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して処分の内容を決定するものとする。					